住宅リフォーム助成金

【制度の趣旨】

那須烏山市では、住宅の安全性の向上・地域経済の活性化・定住促進を図るため、市に登録した市内施工業者を利用して市民が居住する住宅のリフォーム工事を行う場合、工事費の一部を助成します。

【対象期間】

令和５年４月１日から令和９年３月３１日まで。

【対象者】

⑴　対象住宅に住民登録がある所有者又は所有者の２親等以内の親族で対象住宅に居住し、住民登録がある者。
⑵　当該リフォーム工事を行う者及びその世帯全員に市税及び使用料等の滞納がないこと。

【対象住宅】

⑴　申請時において建築後５年を経過した市内の住宅であること。
⑵　貸付住宅ではないこと。
⑶　過去５年以内において、住宅リフォーム助成金、空き家バンク住宅改修補助金、または災害復旧支援金の適用を受けた住宅ではないこと。

【対象工事】

⑴　市内に本社、支社がある会社又は市内に住所を有する事業者であり、市に入札参加資格者名簿又は小規模工事等契約希望者制度に登録した施工業者の工事であること。
⑵　リフォーム工事費から対象外経費及びその他補助金等を除いた後の工事費が３０万円以上（消費税等を含む）であること。
⑶　公共下水道、農業集落排水処理施設等の接続工事。
⑷　令和９年３月３１日までに完了するリフォーム工事であること。

【対象外経費】

⑴住居以外の部分に係る工事に要する経費
⑵床、壁又は天井のいずれにも固定されない家具、家電製品等の購入及び設置に要する経費
⑶その他対象工事に含めることが適当でないと市長が認める経費

※詳しくは建設課にお問い合わせください

【助成金額】

助成対象費用の１０％以内の額。（最大１０万円）

【申請に必要な書類】

※必ず、工事着手前に申請書をご提出ください。

- ☐ 交付申請書（別記様式第１号）
- ☐ 市税等納付状況確認承諾書（別記様式第２号）
- ☐ 所有者の同意書（別記様式第３号）
- ☐ 住民票謄本（続柄あり）※世帯全員分
- ☐ リフォーム工事を行う住宅の案内図、間取り図
- ☐ リフォーム工事に係る費用の見積書の写
- ☐ リフォーム工事に着手する前の施工予定箇所の写真
- ☐ 対象住宅の所有状況が確認できる書類（課税明細書、登記事項証明書等の写）等
- ☐ その他市長が必要と認める書類

【手続きの流れ】

【申　請　者】　　【市　役　所】

⑴交付申請書類の提出 → 申請 → ⑵申請書類の受付
①書類審査
②税等の納付状況確認

※上記の申請に必要な書類を、工事着手前にご提出ください。

⑵申請書類の受付 → ⑶交　付　決　定 → 交付決定通知書の送付 → ⑷工　事　開　始

※工事金額に変更がある場合、変更交付申請書（別記様式第６号）を提出する。

⑷工　事　開　始 → ⑸工事完了後、実績報告書の提出
実績報告書（別記様式第８号）
①リフォーム工事の領収書、請求書の写
②リフォーム工事施工後の写真
→ 提出 → ⑹実績報告書の受付
①書類審査
②現場確認等

⑹実績報告書の受付 → ⑺額　の　確　定 → 確定通知書の送付 → ⑻交付請求
①交付請求書（別記様式第 10 号）の提出
→ 提出 → ⑼交付請求書の受付
①書類審査
②振込先確認
→ 補助金の交付 → ⑽補助金の受け取り

【問合せ先】
那須烏山市建設課　住宅グループ
TEL　０２８７－８８－７１１８
E-mail　kensetsu@city.nasukarasuyama.lg.jp